第一項の表一一九の項を次のように改める。

119	削除

第一項の表一三四の項を次のように改める。

134	削除

第一項の表一七五の項を次のように改める。

175	削除

第一項の表二七一の項を次のように改める。

271	削除

第一項の表三一三の項を次のように改める。

313	削除

第一項の表四五七の項及び四五八の項を次のように改める。

457	削除
458	削除

第一項の表四六一の項を次のように改める。

461	削除

第一項の表四六四の項を次のように改める。

464	削除

第一項の表四七四の項を次のように改める。

474	削除

第一項の表五三七の項を次のように改める。

537	削除

第一項の表六九六の項を次のように改める。

696	削除

第一項の表八二五の項を次のように改める。

825	削除

二十三　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇二の項を次のように改める。

102	削除

第一項の表一二三の項を次のように改める。

123	削除

第一項の表三二四の項を次のように改める。

324	削除

第一項の表三二六の項を次のように改める。

326	削除

第一項の表三二八の項及び三二九の項を次のように改める。

328	削除
329	削除

二十四　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四の項を次のように改める。

4	削除

第一項の表六四の項を次のように改める。

64	削除

第一項の表一五五の項を次のように改める。

155	削除

第一項の表一五九の項を次のように改める。

159	削除

二十五　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一三五の項を次のように改める。

135	削除

第三項の表一〇の項を次のように改める。

10	削除

二十六　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九八の項を次のように改める。

98	削除

第一項の表二二二の項を次のように改める。

222	削除